山口県報

毎週火・金曜日発行

令和６年
10月11日
（金曜日）

目次

○条例
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……一

条例

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十一日

山口県知事　村岡嗣政

山口県条例第四十六号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の５の表十六の項中「大麻取扱者免許に」を「大麻草採取栽培者の免許に」に、「大麻取扱者免許申請等手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請等手数料」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者免許証」を「大麻草採取栽培者免許証」に改める。

別表第一の８の表三十一の項を次のように改める。

			㈠　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。）第十二条第一項又は第三十条第一項の規定による工事の許可	盛土又は切土をする土地の面積（以下この項において「盛土等面積」という。）が五百平方メートル以下のもの　一件につき	一万四千円

宅地造成又は特定盛土等に関する工事	盛土等面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの　一件につき	二万四千円
	盛土等面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの　一件につき	三万四千円
	盛土等面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以下のもの　一件につき	五万円
	盛土等面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの　一件につき	六万三千円
	盛土等面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの　一件につき	八万四千円
	盛土等面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの　一件につき	十三万円
	盛土等面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以下のもの　一件につき	二十万円
	盛土等面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以下のもの　一件につき	三十二万円
	盛土等面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以下のもの　一件につき	四十六万円
	盛土等面積が十万平方メートルを超えるもの　一件につき	六十一万円
土石の堆積を行う土地の面積（以		

三十一	宅地造成等に関する工事の許可等に関する事務	宅地造成等工事許可申請等手数料	土石の堆積に関する工事	
			下この項において「堆積面積」という。）が五百平方メートル以下のもの　一件につき	一万円
			堆積面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの　一件につき	一万二千円
			堆積面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの　一件につき	一万四千円
			堆積面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以下のもの　一件につき	一万七千円
			堆積面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの　一件につき	二万四千円
			堆積面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの　一件につき	二万七千円
			堆積面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの　一件につき	三万三千円
			堆積面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以下のもの　一件につき	四万六千円
			堆積面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以下のもの　一件につき	六万三千円
			堆積面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以下のもの　一件につき	九万四千円
			堆積面積が十万平方メートルを超	

務		
えるもの	一件につき	十一万円
㈡　法第十六条第一項又は第三十五条第一項の規定による工事の計画の変更の許可		
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	一件につき	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十一万円を超えるときは、六十一万円 ア　宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、盛土等面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の盛土等面積、盛土等面積の減少を伴う場合にあつては減少後の盛土等面積）に応じ㈠の例により算定した額に十分の一を乗じて得た額 イ　盛土等面積の増加を伴う変更については、増加した盛土等面積に応じ㈠の例により算定した額 ウ　その他の変更については、一万円
		次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十一万円を超えるときは、十一万円 ア　土石の堆積に関する工事の設計の変更

	土石の堆積に関する工事	一件につき	（イのみに該当する場合を除く。）については、堆積面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては、変更前の堆積面積、堆積面積の減少を伴う場合にあっては減少後の堆積面積）に応じ㈠の例により算定した額に十分の一を乗じて得た額 イ　堆積面積の増加を伴う変更については、増加した堆積面積に応じ㈠の例により算定した額 ウ　その他の変更については、一万円
中間検査申請手数料	中間検査（法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた工事又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた工事に係るもの（国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事	中間検査を行う部分の盛土等面積（以下この項において「中間検査面積」という。）が一万平方メートル以下のもの　一件につき	五千二百円
		中間検査面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以下のもの　一件につき	八千四百円
		中間検査面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以下のもの　一件につき	一万二千円
		中間検査面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以下のもの　一件につき	二万円

			に係るものを除く。）に限る。）	中間検査面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以下のもの　一件につき	二万九千円
				中間検査面積が十万平方メートルを超えるもの　一件につき	三万八千円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三項の規定　公布の日

二　別表第一の８の表三十一の項の改正規定　令和七年四月一日

（経過措置）

２　改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻取扱者の登録事項の変更の届出及び大麻取扱者免許証の再交付の申請に係る手数料の徴収については、なお従前の例による。

３　改正法附則第六条の規定による申請（改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）第五条第一項の免許に係るものに限る。）に係る手数料の徴収については、改正後の山口県使用料手数料条例の規定の例による。

令和六年十月十一日印刷
令和六年十月十一日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事